

首公協発第19-143号
2019年11月7日

公益社団法人全日本不動産協会栃木県本部
本部長 稲川 知法 様

公益社団法人首都圏不動産公正取引協議会
会長 中井 加明 三



インターネット広告の適正化について（お願い）

平素、当協議会の事業運営に対しまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、当協議会の上部団体である不動産公正取引協議会連合会より、全国9地区の不動産公正取引協議会に対し、2019年11月6日付けをもって別紙『おとり広告』の規制概要及びインターネット広告における留意事項（周知依頼）を当協議会を含む全国9地区の不動産公正取引協議会加盟事業者に周知するよう要請がありました。

当協議会は、「おとり広告」の撲滅をはじめとする、不動産広告の適正化を推進しておりますが、本留意事項は、不動産事業者がインターネットにおける「おとり広告」を未然に防止するための考え方を示しております。

つきましては、当協議会の加盟事業者である貴協会所属の会員事業者に、本留意事項を広報誌やホームページ等を通じて広くご周知いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本留意事項は、当協議会が平成20年3月26日付けで当時の構成団体22の団体長宛に発出した「インターネット広告の適正化について（お願い）」と題する文書『おとり広告』の規制概要及び不動産業者の留意事項を改定したものです。